



毎月一回一日発行
 昭和40年2月20日
 第三種郵便物認可

6 - 2002

メディア規制の意図が明白 三法案の問題点を探る

江畑 忠彦

(共同通信社編集局長)



四月二十四日に参議院で人権擁護法案が審議に入り、二十五日には個人情報保護法案が衆議院で審議入りする。われわれは両法案の成立を阻止したいと思っている。

昨年六月、共同通信は第三者機関の「報道と読者」委員会をスタートさせた。これは「被害者報道」などでメディア批判が強い。自民党などからメディア規制の法律が国会に上程されようとしている——といった現状で、われわれ自身の力で主体的、自主的にそういう情勢を回避しようとして立ち上げたものだ。

個人情報保護法案が最優先
 青少年有害社会環境対策基本法案を含めてわれわれは「メディア規制三法案」と言っているが、

四月十日に自民、公明、保守の与党三党が取り扱いを協議した。その結果、個人情報保護法案の会期内成立を最優先する立場を確認するとともに、人権擁護法案の扱いは留保した。与党は青少年環境対策基本法案の国会提出を断念したが、これは公明党の反対が強いからだろう。

今国会には有事法制関連三法案が提出されている。小泉内閣としては有事法制関連三法案が最大のポイントと思うが、もう一つ、医療制度改革に絡む健康保険法改正案もある。政府・与党は有事法制関連三法案、健保法改正案、それに個人情報保護法案の会期内成立を図っていくが、このままいけば個人情報保護法案は成立する可能性が高い。

個人情報保護法案という名前からはだれも反対はしないだろう、個人情報には保護する必要があると一般の人も思っている。情報化社会で一層個人情報が商取引の対象になっていく情勢の中で、個人情報を守る法律は必要だ。しかし、この法案はそういう目的に沿っていない。異議申し立てをせざるを得ない。

先に住民基本台帳法が成立したが、その際、住民基本台帳ができると、個人に関する情報を政府が一括して扱うことができ、国民総背番号制につながるのと不安が強く出された。こうした不安に対し、何らかの対応が必要ということが個人情報保護法案が作られる契機になった。一方、国際商取引上の問題もあって、OECDが一九八〇年に個人情報に関する収集の制限、目的の明確化、安全保護措置、公開について八原則のガイドラインを公表した。これに沿ってEU諸国内では法制化されているが、日本にはそういう法律がない。そこで日本でも高度情報通信社会推進本部の個人情報保護検討部会が法制化の必要を中間報告して、これに基づき政府は二〇〇〇年二月、個人情報保護法案の大綱を公表、二〇〇一年三月に法案を閣議決定、国会に提出した。

同法案は、利用目的による制限、個人情報の適正な取得、個人情報の正確性の確保、安全性の確保、透明性の確保という五項目の基本原則があり、さらに個別的に個人情報取扱業者が守らなければならない義務が、基本原則に沿ってそれぞれ

決められている。報道目的、学術研究目的、宗教活動目的、政治活動目的の四つについては基本原則は適用するが、個人情報取扱業者の義務規定は適用除外されている。

われわれは、新聞通信界、報道機関が、個人情報取扱業者の義務規定から適用除外されたことは歓迎するが、報道機関は基本原則からも適用除外すべきだ、というのが基本的な立場である。

ケーススタディー

フリージャーナリストの皆さんが大物政治家の疑惑をつかんだ。出版社の編集部を持ち込んで記事を書くこととした。当の政治家本人に取材を申し込んだ。個人情報保護法は利用目的の明確化、適正な取得、透明性の確保をうたっている。個人の情報を他人が詮索したり、収集すると個人はその理由を知る権利がある。政治家から「君、私の周辺をいろいろかき回っているそうだな、どういうことに使おうとしているのか、だれがそういうことを言っているのか取材源を明らかにしろ」と執ように求められる。そうすると、これを盾にした取材妨害が起きる。取材の基本原則である取材源の秘匿と衝突する。政治家から事実と違つとか、損害賠償を請求すると言われると、出版社がCさんの原稿掲載をしり込みすることも現実にかかる可能性がある。

われわれは二〇〇〇年十月、政府の大綱に対する新聞協会の意見書の中で基本的立場を次のように指摘した。

「基本原則が適用されると、取材をする側が委縮し、基本原則を口実に取材を拒否するケースが増加し、読者が必要とする情報を十分に報道できなくなる予想される。また適正な方法による取材の原則が情報源の開示を求める法的根拠として利用され、取材源の秘匿と衝突が起きたり、透明性の確保の原則を盾に、取材活動への不当な干渉が行われる恐れがある。尚書きのような条件付きとはいえ、基本原則が適用されると報道分野に様々な問題や紛争がもたらされる可能性が強い」

特に政治家の疑惑、最近の例では政策秘書の給与と流用疑惑とか、鈴木宗男議員の外務省に絡む疑惑、元秘書による公共工事への口利き事件などの取材は基本原則を盾に取材拒否に遭つたりするのではない。外務省機密費の問題でも法案が成立すると、役所に報道機関に対して取材を拒否する口実を与えることになる。企業取材も難しさを増す。個人情報保護法案は事実上メディアを規制しようとしている。

人権擁護法案はさらに悪法

個人情報保護法案が個別具体的なことが施行段階でどうなっていくのかが分かりにくいのに對して、人権擁護法案は目的がはっきりしていて、取材、報道活動に具体的に問題を引き起こすことが予想される。これはさらに悪法と言える。この法案が出てきた国内事情としては同和対策、地域安全対策特定事業財政特別措置法（地対財特法）が今年三月に期限切れになり、人権擁護のため、そ

れに代わる法律が必要との声から生まれた。一方、国際的な要請として、人権を促進し擁護する権限を持ち、政府から独立した国内機構の設置という国連人権委員会の決議が一九九二年三月にあり、法務省の人権擁護推進審議会が二〇〇〇年十一月に中間取りまとめを公表して、政府は昨年一月に人権擁護法案の大綱を公表、今年三月八日に国会に提出した。

ケーススタディー

関東地方のある都市で、小学校二年生と幼稚園児の兄と妹が自宅で変死していた。地元の警察は児童虐待事件として両親を逮捕した。A新聞の記者は現場近くの人から母親の兄のBさんがたびたびその家へ来ていたと聞き、Bさん宅に取材攻撃を掛けた。何回か重なって、Bさんは過剰取材ではないか、迷惑していると地方の人権委員会に救済を申し立てた。人権委員会は、その取材は必要なのかとA新聞の支局長に電話した。地元の弁護士も入れて調停をした。取材する側は当然の取材で不都合なことはいないと主張。調停委員会には不調に終わって、地方から中央の人権委員会に場が移った。中央の人権委員会は首相が任命した五人の委員によって協議する。その結果、行き過ぎと判断すると、この取材をやめるよう勧告が出される。A新聞が勧告に従えないと言ったら、その経過を人権委員会が公表する。

取材現場をあずかるわれわれとすれば、当事者に取材をするのは基本の原則。公正な報道のため

にも当事者から直接的な声を聞いて、どちらの言い分が正しいかを取材するのは当たり前の原則だが、人権擁護法案では取材そのものが人権侵害の対象になる。欧米先進国にもこういう形の法律はない。同法案は、一般人権侵害事案と、差別、虐待、報道による人権侵害を特別人権侵害という二つに分けて、メディアによる人権侵害を特別人権侵害という規定付けにしている。報道被害も犯罪被害者等に対する報道によるプライバシー侵害 犯罪被害者等に対する過剰な取材——の二つの枠組みでとらえている。「犯罪被害者等」というのは具体的には犯罪被害者とその家族、それと被害者と被告人の家族、少年事件の場合は容疑者そのものを想定している。

法案でいう「過剰な取材」になるのは、取材を阻む被害者、容疑者、家族への待ち伏せ、見張りなどがあるが、直接、取材に応じてくれないとき、われわれはよく手紙やファクシミリで、なぜ取材をしたいのか、取材目的はこういうことだと丁寧に書く。そういうことも「過剰な」取材行為に当たる可能性が出てくる。電話やファックスは日常の取材手段だから、これを繰り返してやるのが過剰な取材に当たる。「熱心な取材」「粘り強い報道」は、取材される相手側からすれば人権侵害だと申し立てることができる。日常の取材活動に相当な支障が来される。政治家や役人など公人に対してはどうかというと、法務省の口頭の説明では対象外としているが、条文に明確な規定は何

もない。

人権委員会の独立性の問題がある。法務省は人権擁護局を改組して人権委員会という機構にするといっている。法務省が管轄している入国管理局、刑務所による人権侵害は日常茶飯事にあるわけだ、そういうところを管轄している役所が自分の外局に人権委員会を作ることは、人権を侵害している機関が人権を守る機関を作ることになり、矛盾している。メディア被害を法律にして取材、報道を規制しようとする意図が明白であるとわれわれは考えている。

憲法原則との調和が問題

今国会で提出を断念した青少年有害社会環境対策基本法案は、コンビニなどでわいせつ本が未成年者にも容易に手に入る、また、映画、テレビ、ビデオなどで暴力行為やわいせつなシーンが簡単に見られる、こうしたことは放置できないということから出てきたもの。しかし憲法二二条の表現の自由との調和をどう図るかが問題で、何がわいせつで、何が有害情報かというのは認定が非常に難しい。与党内部でも拙速だ、法案としても練れていないとして今国会の提出を断念したのである。

報道被害がこの数年、けん伝されているが、いかにも取材報道が行き過ぎだという場面も散見される。また松本サリン事件の河野義行さんに対する誤報、神戸の連続児童殺傷事件、和歌山の毒力レール事件、東電OJ殺人事件、埼玉県桶川の女子

大生ストーカー殺人事件など、容疑者ならびに被害者の側から取材報道の在り方について問題提起が続く、メディア批判が強まっている。

共同通信は、配信記事への読者対応や、メディア批判をどうしていくかを有識者に考えていたかどうかというところで、第三者機関を設立したが、昨年六月設立した時点では加盟社で第三者機関を設立していたのは六社、現在、四月一日時点で加盟社六十社中二十三社、それに共同、朝、毎、読を入れると新聞通信界で二十七社が第三者機関を立ち上げている。大きな流れになっている。新聞通信界ではメディア批判に対応して二〇〇〇年に新しい新聞倫理綱領を制定した。昨年十二月にメディア批判の中心的な問題となっている集団的加熱取材に対する見解を明らかにした。今年一月、記者クラブに関する新見解を出した。集団的加熱取材に関しては対策委員会の設置を公表している。若干スローと感じられるかもしれないが、できる限り自主的、主体的に第三者機関、新聞倫理綱領、各見解、対策委員会の設置など、読者の信頼を得るべく努力している。

メディアに対する批判は自主的、主体的な取り組みの中で議論しながら解決していくことが最も重要であり、「報道の自由」は日本の民主社会を支える基盤の大きな柱だと思っているので、この二法案はぜひ阻止したい。

(本稿は四月二十三日、同盟クラブでの講演会から一部を要約、文責編集者)

三強の一角守るAFP 変動する通信社地図(7)

江口 浩
(茨城大学教授)

世界最古の通信社

英国のロイター、米国のAPに続いて三大通信社の一角を占めるAFP(フランス通信社)は少々不思議な通信社である。総収入がロイターの

まで七十五年もの長期間にわたり世界のニュース市場を支配した歴史的事実を見ても、アバスを地球規模ジャーナリズムの鼻祖とすることに異論はなからう。

二十分の一、APの半分にも満たないのに地球規模のニュース競争で両社になんとか食い下がっていること、収入の四〇%前後をフランス政府に依存し、人事面で政府の介入を許しているにもかかわらず、ニュース製品の客観性や信頼性をさほど疑われていないことが不思議といえなくもないのである。だが、世界メディア市場でのアングロサクソン支配が強まる中で、小粒ながら個性的なAFPの健闘は十分注目に値する。

アバス通信社は百五年間活動を続けた後、一九四〇年八月、フランスの対ナチス・ドイツ降伏とともに消滅した。現在のAFPが発足したのはパリが解放された一九四四年八月で、アバスの消滅後四年の「空白」があるが、AFPがアバスの直系の後継社であることは間違いない。

AFPのホームページは「AFPはグローバル・ジャーナリズムの父、シャルル・ルイ・アバスによって一八三五年に創立された世界最古の通信社である」と誇らしげに書いている。この年、アバスがパリに創設したアバス通信社が、同社で育った二人のユダヤ系ドイツ人によって設立されたウォルフ(一八四九)、ロイター(一八五一)の両通信社と締結した三社協定(いわゆる世界三分割協定)によって、一八五九年から一九三四年

故小糸忠吾・元上智大教授の「世界の新聞・通信社I」(一九八〇年、理想出版社刊)によると、発足当時AFPは政府任命の総支配人と理事二人によって運営され、予算の過半を国庫に仰いだ。例えば、一九四九年度の総予算十五億旧フランのうち自前の収入は五億旧フランだけで、残る十億旧フランは政府の補助金で賄われた(同書一三九―一四〇ページ)。

政府系の「特殊法人」というAFPの法的地位は一九五七年一月十日に議会が満場一致で可決した法律で定められた。この法律の施行細目を定め

収入の四割は政府資金

た同年三月九日付政令によると、AFPは最高委員会(参事院参事、判事、新聞社代表、新聞記者ら八人)の監督下にある理事会(理事十五人と理事が外部から選任する社長で構成、理事の内訳は日刊新聞主幹八人、国営放送代表二人、AFP受信官庁代表三人、AFP職員代表二人)の運営にゆだねられる(同書一四一―一四二ページ、ただし小糸氏は理事会を取締役会としている)。

AFPが法律で政府に係付けられた理由として、同書は AFPはアバスのドル箱だった広告代理店の兼業を一九四五年の政令で禁じられ、ニュース配信を財源とすることを義務付けられているところ、フランスにはAFPに多額の受信料を支払える新聞社がなく、AFPが世界通信社として活動するには政府への依存度を高めざるを得ない――という特殊事情を挙げている。事実、AFP財政の政府依存率は一九七五年には七五%という高率に達した。

AFPホームページに掲載された同社の略史によると、財政の政府依存率はその後徐々に低下、総収入が初めて十億フラン(約二百億円)の舞台に乗った一九九一年以降は五〇%を下回るようになった。現在では四〇%前後の水準とみられる。それでもこれは、典型的な国策通信社だった日本の同盟(一九三六―四五)の政府助成金への依存率(総予算の約二五%、四五年)に比べて格段に高い。しかし、AFPの社長人事に政府(大統領)が介入した例は珍しくないものの、同社をフ

ランス政府の御用通信社と批判する声はほとんどない。編集活動への政府の介入が構造上困難な上、AFPジャーナリズムの独立性を危うくするような政府の行動はAFPを死に追いやりかねないことを政府自身が熟知しているからである。

規模ではAFPをはるかに上回るAP、ロイター、かつてのUPIなどのアングロサクソン系国際通信社とのニュース競争で、AFPはけなげに頑張ってきた。

AFPホームページの略史は同社の世界的スクープの実例として、スターリン死去(一九五三年三月)、ミュンヘン・オリンピックでのイスラエル選手団へのテロ(七二年九月)、ソウル・オリンピックでのベン・ジョンソン選手の失格(八八年九月)を挙げている。二〇〇一年六月にネパール国王夫妻らが長男に射殺された事件でも、AFPはAPを三十分、ロイターを一時間以上抜いたという。

私も共同外信部当時、これほどの大事件ではなくても時事AFP電にしてやられて苦い思いをした経験が何度もある。AFPは軽量級ながら強いパンチ力を秘めた、油断のならない相手だった(共同は創立二年後の一九四六年十二月にAFPとニュース契約を結んだが、五四年にAFP側がニュース料を五割アップしてAP並みとすることを要求したため契約を打ち切った。それ以来、日本では時事通信社がAFPと独占契約を維持してきている)。

サービスの多様化進む

AFPはニュース活動の強化に努める一方、意欲的に業務を拡大してきた。八一年一月にアゴラ(Agora)と呼ばれるニュース記事のデータバンクを立ち上げ、八四年十月にはラジオ局用の声のサービスを開始。八五年一月には国際写真配信、八八年九月にはグラフィックス配信を始めた。

九一年二月には、英国のフィナンシャル・タイムズ・グループとの合弁(折半出資)で株価を中心とする経済情報のリアルタイム・サービス会社であるAFXニュース社を発足させた。AFXは三十カ国に配置した二百人の記者が欧州およびアジア各国のパートナーと協力して、一日約三千本の記事を六カ国語で金融機関や一般企業、新聞、ウェブサイトなどに配信している。FTグループは二〇〇〇年三月、自社保有のAFXニュース社の株式全部をAFPに売却して撤退したため、同社はAFPの一〇〇%子会社となった。

九五年九月、AFPはAPから米国ニュースの供給を受ける協定を打ち切り、米国内にニュース収集のための独自の取材網を構築した。米国内でのメディア顧客も増やし、現在では三大テレビ、フォックス・ニュース、CNNなどのテレビ網、ニューヨーク・タイムズ、ワシントン・ポスト、ウォール・ストリート・ジャーナルなど有力新聞のほとんどにニュースを配信している。

インターネットを利用したマルチメディア製品の分野にももろろん進出している。世界中の合計

約三百五十のサイトに配信されている「インターネット・ジャーナル」(七カ国語のテキストと写真のリアルタイム・サービス)に加えて、二〇〇一年六月には欧州単一通貨ユーロをめぐるさまざまなニュースや解説記事をテキスト、ビデオ、アニメーションの形で、ネット配信する新サービス「ユーロ・ジャーナル」が始動した。

二〇〇二年四月にはNTTドコモと組んだ携帯電話へのスポーツ写真配信サービスが日本国内でスタートした。一日五十枚から百枚の日本語キャプション付きスチール写真をiモードの携帯電話に配信している。

挫折した経営改革

しかし、こうしたAFPの業務拡大は競争相手の大手国際通信社各社、とりわけロイターのそれと比べるとスケールが小さく、テンポも遅々としたものだった。これはAFPがロイターやAPと互角の競争力を確保することを目指して九〇年代末から取り組もうとした野心的な経営改革五カ年計画が労働組合の抵抗などで失敗に終わった結果ともいえる。

二〇〇〇年一月二十五日付の日本の新聞協会報が九九年十二月二十二日付フィナンシャル・タイムズなどの報道として伝えたところによると、この改革計画は九九年三月に広告会社から抜きざされてAFP社長に就任したエリック・ジュイリ氏が同年九月十五日に発表した。五年間に総額八億フラン(約百三十二億円)を投資し、定款の改定

によってAFPを現在の非営利特殊法人から営利法人(株式会社)に変えた上、マルチメディアによる情報提供、アジア地域への英文サービスの拡充、スポーツ・写真など分野別配信契約の導入、外国通信社との提携強化などを通じて、年間総収入を九九年の十四億フランから二〇〇四年には二十億フラン(約三百三十億円)に増やすことを目指していた。要するに政府補助金への依存から抜け出せない硬直した体質を打破し、柔軟な営利会社に変身して二十一世紀にふさわしい適切な経営戦略を打ち出していくことを狙った計画である。

しかし、労働組合はこの営利法人化案に二十四時間ストなどで強く抵抗した。共産党幹部は「AFPを」情報の商人」におとしめる」と批判、右派の一部からは「フランス思想の普及のための重要な手段を脅かす」との懸念が表明されるなど、改革案は左右両翼からの批判にさらされ、定款改定には議会の抵抗も予想された。

このため、ジュイリ社長はいったん改革案を撤回した後、二〇〇〇年六月に新たな五カ年計画を提示し、政府に資金援助を要請した。だが政府はこの計画の一部を盛り込んだAFPの二〇〇一年度予算案を却下したため、同社長は〇〇年九月末、就任後わずか一年半で辞任した(任期は三年)。

後任社長にはフランスの最大手広告会社アパス系列の出版社社長ベルトラン・エブノ氏(当時五十六歳)が理事会によって選出され、就任した。

エブノ氏は会計検査官や保健省、文化・通信省顧問などを務めた後、八六年にアパス系企業に入社し、買収により現在は通信事業大手ヒバンディの傘下に入ったラルース、ロペールなどの出版社でマルチメディア事業などを手掛けたが、通信社経験はない。エブノ氏は社長就任に際し「より強くより早い通信社を確立し、新時代への戦略を打ち立てたい」との声明を発表した(パリ共同電による)。

予算規模は共同の三分の一

ホームページによると、二〇〇一年十一月三十日の理事会で承認された二〇〇二年度のAFP予算は二億五千三百万ユーロ(二億二千四百万ドル)で、前年度比二・五%増えた。エブノ社長は「困難な世界的諸条件を考えれば、この目標は到達可能で現実的だ。この予算はAFPが特に経済情報やマルチメディア、英文ニュースの生産などの分野で発展を続けることを可能とするだろう」と述べた。

二百九十一億円という総収入額は国際通信社としてはささやかで、例えば共同通信社の二〇〇二年度予算額(一般勘定)四百三十八億七千八百万円に比べてもはるかに少ない。ロイターの二〇〇〇年度の総収入六千四百六十五億円とは比較にならない、同年度のAFPの総収入六百六十五億円の二・三分の一にすぎない。オリバー・ボイドパレットの研究によると、一九七七年のAFPの総収入

はAFPのその二・三三倍だったが、この格差は九五年には約一・六倍に縮まっていた。ボイドパレットは、これはAFPが海外、特に東南アジアと経済・金融ニュースの分野で活動を強化した結果だと述べていたが(注)、両社の格差はその後再び拡大したことになる。

AFPはこの比較的小さな予算で世界百六十五カ国に広がるネットワークを維持している。ホームページによると、うち百十カ国には支局が置かれ、残る五十カ国は地元通信員によってカバーされている。地域別の本部と支局数は北米(ワシントン)九、ラテンアメリカ(モンテビデオ)十五、アジア・太平洋(香港)二十五、欧州・アフリカ(パリ)五十二、欧州三十六、アフリカ十六、中東(ニコシア)九。フランス国内にはパリ本社と七支局がある。

社員は二千強で、うち九百人がフランス国外で勤務している(これには非社員の多数の通信員は含まれていないとみられる)。社員数はロイターの約八分の一、AFPの半分強。この陣容とネットワークで一日当たり四十万語から六十万語のニュース(六カ国語)、七百枚の写真、五十枚のグラフィックスが生産され、世界中に配信されているのである。かなり効率的に運営されている通信社といえそうである。

(注) Oliver Boyd-Barret (1998) "The Globalization of News" Sage Publication pp. 28-29



米、デジタル放送開始遅延

民放の三分の二が間に合わず

五月一日は米国の民間放送局すべてが地上波デジタル放送を開始する目標日であった。この期限に間に合わない場合、連邦通信委員会(FCC)に対する開始延長申請を二カ月前の三月一日までに提出する必要があったが、八百六十二局から申請が出され、三分の二がデジタル放送開始に間に合わなかったことになる。延期申請を行った局はほとんどがあと数カ月必要であるとしており、また、中小規模の放送局を複数所有しているグループ局(全米にまたがって複数の放送局を所有するメディア企業)では一年以上かかるとしているところもある。開始延長の申請理由は、アンテナ建設などに關する技術的なもの、アンテナ建設用地の選定と地域住民の反対などを扱う法律的な手続きによるもの、局の経営状態からみてデジタル投資が困難とされるもの、自然災害によって開始が妨げられたもの――など、さまざまである。

「デジタル・デバイド」という言葉に象徴されるように、広告収入が潤沢でない地方ローカル局では、デジタル放送開始に向けた資金調達が困難であることを示している。デジタル放送開始のための資金は一局平均で四百万ドルであり、日本の

デジタル化投資が少なく見積もって平均四十億円程度としても、八分の一となる。デジタル放送開始に向けて、明らかに苦戦すると名指しされているのはグラナイト(Garnie)、ベネデック(Benedek)、グループだが、ワシントンでは放送通信政策通として知られるジョン・マケイン上院議員(アリゾナ州選出・共和党)が取り組みの遅さにいら立ちを表明し、二〇〇六年のアナログ放送停止になっても、手がけることができない局には特別課金することも考えられるとしている。

米民間放送連盟(NAB)の五月三日付発表では三百九十一局がデジタル放送を開始したとしており、これで地上波デジタル放送電波は全米の八六・二三%の視聴家庭をカバーするに至った。全米の商業放送局は千二百八十八局あるが、これを単純に引き算した残り局は八百九十七局となる。つまり、商業放送局のデジタル開始完了デッドラインを過ぎても六九・六四%、つまり七割の局が放送開始にこぎつけることができない状況が続いている。米国では一九九〇年代半ばからデジタル放送の開始計画を国家的なプランとして策定し「一九九六通信法」に盛り込んだ。具体的な実効段階が本格化したのは一九九八年からであるが、それから四年近く経過した現在でも、デジタルテレビ(DTV)受像機の普及が期待通り伸びない。特に中小規模の放送局がかつとつを続けており、これらの局をどのように扱うかに焦点が集まることとなる。

米国のテレビ局売買にかかわり、自らも複数の放送局を經營するパトリック・コミュニケーションズのローレンス・パトリック(Lawrence Patrick)社長は、筆者のインタビューに対し、「FCCは次第に路線を柔軟化させながら放送のデジタル化を何とか前進させたいと考えている。例えば、デジタル化への移行とは現在のアナログ電波がカバーしているエリアと同等の範囲にデジタル波が及ぶことが前提だったが、弱小市場では一部エリアをデジタル波でカバーできればよいということになってきています」と話した。

このFCCのアプローチについては、昨年十一月にFCCの最年少委員であるケビン・マーティンがデジタル化移行のスローペース打開を目的として、特に中小規模局を救済するための案として提示していたものであり、民間放送連盟もこれを支持していた(エレクトリック・メディア誌二〇〇一年十一月五日号)。これまでのFCCの考え方は、市場で従来アナログ電波の放送を楽しんでいた視聴者が、同条件でDTVを購入すればよい、という理想的な環境の実現を目指していた。「一部で放送すれば、デジタル波が届かないエリアの視聴家庭で、DTVを購入する理由がなくなる」との批判もあったが、FCC提案の根底には、「何もしないより、何かした方がよい」というシンブルな論理がある。これら諸課題は昨年十月に発足した「DTV移行特別委員会」で調整されている。

(金山 勉「上智大学助教授」)

出直し必至の「小泉改革」 政と官はどう在るべきか

栗原 猛
(同盟クラブ会員)

経済危機も、国会議員や官僚のスキヤンダルも、聖域なき小泉改革も、にっちもさっちも進まない状況にある。政党政治は機能不全に陥っているのではないか。リーダーの指導力の在り方とともに、リーダーシップが発揮できない「政と官」のシステムにも問題がありそうだ。

政と官は役割分担を

「政と官」のかかりについて、官界と政界の「両生類だ」と自称する後藤田正晴元副首相(官僚時代は警察庁長官)は、最近、若い官僚を前に官僚の心構えを話す機会があった。

「役人を辞めてから自分の視野が狭いのを知った。外交なら外交、財政なら財政というように限られた分野のエキスパートだった。それに対して政治家は森羅万象、すべての問題に関係している。いわばゼネラリストで、役人はスペシャリストだ。その役割分担が大事なんだ……。政治家も最近は党政調部会とか常任委員会などで十年も二十年もキャリアを積んでくると、役人以上に専門知識を積んでくる。おれが首を縦に振らなければ、どんな法案を作っても通すわけにはいかないという剛の者まで出てきた。鈴木宗男氏のケース

はそれではないか」。

政界最長老の奥野誠亮元法相(元自治事務次官)は「内務省に入省したとき人事課長から、『官僚は武士は食わねど高ようじの精神が大事だ』という訓示があり、鮮烈な印象だった」と述べ

る。奥野氏らは先輩に勧められて官僚の心構えを説いた中国元朝の名相、張養浩の「三事忠告」をむさぼり読んだという。同書は役人は「公正、公平、廉直であれ」と説いていることで有名だ。

官僚出身の橋本派の幹部氏はこう言う。

「小泉内閣は政策の最終責任を負わねばならないが、現実には自民党の政務調査会や、総務会が了承(事前承認制)しなければ法案を国会に提出すらできない仕組みになっている。この関門があるおかげで職務権限を持たない族議員が官僚に圧力をかけたり、法案の中身に関与できるし、内容を左右することができる。そこから事前に情報が漏れたりすることもある。官僚も出世をしたいために国会議員に細かいことまで相談するという図式が出来上がった」

実はここが悪用されたわけだ。しかし鈴木バツシングに本来、非公開のはずの永久マル秘文書が

共産党や民主党に流れている。外務省の情報管理はどうなっているのだろうか。「もし鈴木氏と田中真紀子前外相が手を組んでいたら別の展開になったかもしれない」と、この幹部氏は苦笑する。

鈴木氏の言動を弁護するわけではないが、鈴木氏の申し出に外務官僚がぎげんと対応していたらどうだったろうか。「外交は票にならず応援団の議員もいないので、外務省を理解してくれる鈴木氏に何かと相談せざるを得なかった」と、証言する外務省高官もいるのだ。

話はそれだが、実はこの「事前承認制」は、池田勇人内閣時代、自民党総務会長だった赤城宗徳氏が導入した制度である。赤城氏は自民党が官僚政治を打破するためには、官僚から政策決定の主導権を取り戻さなければいけないと苦心の末、打ち出したものだ。昔日の観がするが、今度は官僚主導にならないよう監視が必要だろう。

一方、官僚の立場からはこういふことになる。財務省の高官氏は言う。

「選挙で選ばれた政治家が国民の代表として国民全体の立場から国政の基本を決め、行政をリードし、役人は行政官として国会で決った法律や予算を執行し、行政を進めることになっている。しかしこれは理念上でのことで、役人をコントロールするにはある程度の専門知識が必要だ。そのためには三年はかかるだろう。」一内閣一閣僚、でやるのがふさわしいが、そうなると入閣待望組はいつまで待っても回ってこない。役所の勘所がつか

めたころ一年ぐらいで交代してしまつた。政治家は本来国全体のことを考えないといけないのだが、どうしても選挙区内の利害に縛られる。各党とも政務調査会のスタッフが十分でないために、政策そのものを立案することは難しい。このために政策の立案は政党の役割なのに、役人がやるが多くなる。政党政治なのに実際は「官僚支配」になつてしまつた。

この二氏の指摘は、「政と官」の複雑でデリケートな現状を見事に突いていると思われる。

「小泉流」の功と罪

一年前、小泉純一郎首相は「自民党を変える。日本も変える」と、宣言してさつそうと登場した。強いリーダーシップを指して、自民党の圧倒的多数で選ばれたという気負いもあつたのが高揚していた。しかも政治を普通の言葉で分かりやすく「敵か味方か」「改革なくして成長なし」などと語り、茶の間に近づけた功績は大きかった。明るくアグレッシブなのも受け、改革に期待が膨らんだ。反対に政策の優先順位を決めたり、態勢を整えて実現に取り組む戦略的な手法はあまり得意ではなかつたようだ。小泉氏を総裁に選びながら、リーダーシップを取りにくい状況にしている自民党もおかしいが、小泉氏はリーダーシップが取りにくいならばなおのこと、態勢をつくり、慎重に党内手順を踏んで事を運ぶべきだったのではなかるうか。小泉氏が属していた森派は、非主流の立場が長く政権運営のノウハウや人脈が少な

いといわれていたからなおさらである。

中曽根康弘政権が取り組んだ「戦後政治の総決算」では、財界の大御所で国民的人気のあつた土光敏夫氏を担ぎ出し、政、官、財界にらみを利用させている。橋本竜太郎政権の「橋本改革」では、中曽根、竹下登、宮沢喜一氏ら首相経験者を改革のメンバーに並べて挙党一致の手厚い布陣を敷いている。両政権が取り組んだ構造改革に比べ、小泉改革はいかにも泥縄式で戦略性に欠けているように思える。しかも支持率を気にするあまり、構造改革を政争の具にしてしまつた「罪」は軽くないだろう。例えば「骨太改革」では、不良債権の処理、特殊法人の改革、郵政事業の民営化の順番に改革を進めることになつていた。ところが、いつの間にか不良債権の処理は後回しになり、道路公団など特殊法人の改革が優先された。経済財政諮問会議のあるメンバーは「不良債権の処理は手に負えなかつた」と言うが、財務省の幹部は、「まず橋本派の牙城の影響力をそごうというおん念が先に立つた感じだつた」と言う。

日本の現状はだれが首相になつても構造改革が必要なから、こういう改革をやり、今どこまで進んでいるのか、これから何をやるうとしていくのか、「抵抗勢力」はこう言つて反対している。——ぐらいは逐次、国民にメッセージを発信すべきたつた。得意なテレビカメラ向けのぶら下がりを活用することもできた。それをしないで大事な構造改革を派閥次元の政争レベルにわい小化して

しまつた。「劇場政治」は見ている分には面白いが、その結果、官僚機構や自民党の多くを「抵抗勢力」に回し、聖域なき構造改革を一進一退の状況にしてしまつた責任は、ひとえにかじ取りのまずさにあつたと言えよう。日本の政党政治に詳しいG・L・カーティス政策研究大学院大学客員教授は、「あれだけ支持率がありながら、経済危機も、政界のスキヤンダルも、構造改革も、改革の手が付けられてないのは、リーダーの資質と小泉首相を支える政治構造、リーダーシップを發揮できない構造に問題があるのではないか」として「政と官」の在り方を指摘している。

三月十四日に首相(党総裁)直属の自民党国家戦略本部が、「首相中心の内閣主導体制の確立、官僚主導の排除、族議員政治との決別」など「小泉三原則」を打ち出した。また政治家と官僚のルールについて緊急アピールも出している。英国の議会内閣制をモデルに「政と官」の癒着に改革のメスを入れようというものだ。小泉改革の最大の試金石に位置付けられるものであるう。ところが次々に改革が打ち上げられるが、不良債権の処理など当初の改革はどこまで進んでいるのだろうか。英国モデル導入は吟味して

英国の慣例では、百五十人もの与党議員が、閣僚や政務官、当選回数のない議員らによる議会担当秘書官などの「政治任用職」として、政府に入っている。そしてこの「政治任用職」が政策の企画・立案を行い、官僚は政策を執行するという

役割を分担している。

大臣の要請なしに官僚は政党の会議などへは出られないし、「政治任用職」以外の議員は官僚との接触は禁じられているが、ただ総選挙の前に野党幹部と事務次官クラスは官僚が政策上の問題点について協議する習わしだ。議員の任期十六カ月前から可能で、これは政権交代が行われることを想定して、政党や各省がスムーズに対応できるようにとの考えといわれる。従って「政治任用職」以外の議員が行政に対して質問や苦情がある場合は「議員書簡」を担当部局ではなく、所管大臣に対して出し、官僚が回答を書き、大臣のサインをもらって議員に送るシステムになっている。こうした書簡は省によっては一年に二万通を超えるという。一九一七年に作られ、その後度も追加されているというから、歴史の重みのある制度なのだ。しかし、それでも政官癒着疑惑は後を絶たないといわれるから、やはり情報公開と国民の監視が大事だ。

ここで見落とせないことは、英国の公務員は日本のように「国民全体の奉仕者」ではなく、「政府の奉仕者」に位置付けられていること、また日本のように自民党の一派支配ではなく、常に政権交代の可能性を秘めた政治状況にあること、国と地方の政治が分離されていて補助金や許認可に關与することが政治家のメリットになっていないこと——などが一体となって、在るべき「政と官」の關係をつくっていることだ。ここは日本と大い

に事情が違う。政治と文化のかかりを研究している明治大学の六野耕作教授は「透明性の原理を実現するには時間がかかる。まず政も官もそれぞれの立場に足を踏み入れないぎりぎりのところを守るルールを確立することが大事だ」と言う。

「三原則」をまとめた自民党の保岡興治事務総長は党内の反応が大きいのを驚いたのか「議論のたたき台のつもりで出したものだ」と、やや腰が引けた感じである。小泉首相は、与党の合意が得られたものから着手する考えで四月末、まず手始めに郵政二法案を党の事前承認なしで国会に提出した。ところが案の定、自民党の反発が強く、採択の段階で党内手続きを取るといふ異例の事態になっている。在るべき「政と官」の關係をつくり上げていくまでには相当時間がかかるだろうが、直輸入ではなく吟味した上で、ふさわしいものから取り入れていく姿勢が大事であろう。

「政と官」の問題は、せじ詰ると「政、官、業」の癒着を防ぐこと、そしてリーダーシップが機能するような政治システムをどう築くかに尽きる。先の後藤田氏は、「官邸の姿が見えないというが冗談ではない。スタッフを増やしすぎてはいないか。もっと簡素に合理化して内容を強化すべきだ。特別補佐官五人、秘書官五人、官房副長官三人、副長官補三人、そのほか参与、顧問、それに内閣府まである」と言う。中曽根康弘内閣時代、官房長官として国鉄の分割民営化、電電公社の民営化、規制緩和に取り組んだ経験から、リー

ダーの資質も大事だと言いたいようである。

「坂の上の雲」を探そう

こう見てくると小泉改革には気掛かりな点がある。花々しく打ち上げた「骨太改革」の後から次々に大事な改革が追加され、小泉改革の全体像が分かりにくくなっていることがその一つ。二十世紀に入って二年目の今年は、二十一世紀に向けて在るべきグランドデザイン、「この国のかたち」を示す重要な時期だと思われるが、小泉改革にはそういった視点がうかがえない。

政治は今、小泉首相が尊敬する人物だといわれる明治維新の先覚者、坂本龍馬たちが求めた二十世紀の「坂の上の雲」を真剣に議論すべきではなからうか。例えば日本外交の百年を展望した基礎づくりや仕組みづくり、「護憲と平和」を国是とするなら例えば、寺島実郎氏が指摘するようにアジア各国が軍事費を毎年GDPの1%でも2%でも減らしていくように、日本が率先して呼び掛けることなども議論されていいだろう。

小泉改革もこうした視野から英国の公園づくりやドイツの都市づくりのように、親子孫三代ぐらひかけて百年計画で取り組むもの、十年ぐらひの中期計画で取り組むもの、二、三年で解決しなければならぬ緊急課題に整理し直して、国民に示す使命と責任があるように思われる。小泉改革はいかにも泥縄式で、取り組む態勢も不十分、戦略性にも欠けている。大死一番、もう一度仕切り直して出直す覚悟が必要ではないか。



北欧の無料一紙が仏に進出

地元紙、労組と激戦展開中

北欧で誕生した二つの無料日刊新聞『メトロ』と『20ミニユット』が、今年二月から相次いでフランスに進出し、地元新聞との間で激しい競争を繰り広げている。これら両紙はいずれも、大都市の地下鉄や鉄道の駅構内のラックに積み上げたり、駅周辺で通行人に配ったりする形の、広告収入ですべてを賄う無料新聞である。

最初に上陸したのはスウェーデン生まれのメトロで、二月十八日、パリとマルセーユに登場した。パリでは、共産党系の強力な出版労働組合CGTの反対で現地印刷できず、隣国のルクセンブルクで印刷した二十万部をパリに運び込んだ。しかし、早速CGTの妨害が始まり、メトロを積んだトラックから新聞の束を下ろし始めると、待ち受けたCGTのメンバーが、新聞を奪い取って、地面にぶちまけるといふ光景が、毎日のように繰り返されるようになった。こうした状況を報じた『ルモンド』は、「フランスで明らかに無料新聞戦争が始まった」と書いた。

CGTは毎朝、数百人の組合員を動員して、無料紙の配布阻止を続けた。彼らは既に多くのメトロをセーヌ河に沈め、読者の手に渡ったのはほん

の一部にすぎないという。

配布妨害を続けるCGTの主張は、メトロの印刷と配布は「業界のルールに従っていない」というものである。メトロは当初、フランスの夕刊紙『フランス・ソワール』に印刷を委託して、労働組合の慣習に添って印刷しようとしたが、CGTの合意を得られず、ルクセンブルクでの印刷に切り替えた。また配布についても、メトロは独自の方法を取ることにして、失業者や学生を集め、CGTへの配布委託を避けた。それは、広告のみによつて支えられている新聞にとつては、CGTによる配布料は高すぎる、という理由によるものであった。

マルセーユでは、地元の地域新聞『ラ・プロヴァンス』がメトロの進出を阻止するため、無料新聞『マルセーユ・プリウス』を発刊した。メトロはCGTの妨害により初日には配布することができなかった。

ノルウェー生まれの20ミニユットが登場したのは三月十六日であったが、こちらに対してもCGTの妨害運動が展開された。イギリスの『フィナンシャル・タイムズ』は、路上一面に散乱した20ミニユットを清掃人が掃き集めている写真を大きく載せた。

無料新聞の進出は新聞社にとつても当然の脅威で、ルモンドのジャン・コロンバ二社長は、ルモンドや『フィガロ』などフランスの新聞は労働組合との厳しい協定に拘束されており、われわれは

それを尊重しているのに、最近パリに進出してきた無料日刊紙は呼び売りや配布の人間を好きなかたけ雇っているとして、これら無料新聞の登場は「ジャーナリズムの死」を意味し、新聞市場の安定を脅かすと述べた。

こうした状況の中でも無料紙は次第に地歩を確保し始めたようである。メトロは三月二日にCGTと協定を結んで、三十万部を発行することになった。CGTはまた20ミニユットに対しても、四月十六日に配布の妨害をやめた。同紙は四月中に三十万部を発行し、五月には労働組合と永続的な協定を締結したいと望んでいる。

マルセーユと、その後進出したリヨンでも、メトロは都市の通勤者の間にじわじわと浸透し始めている。

一九九五年にスウェーデンのストックホルムで創刊されたメトロは、既に世界の十三カ国に進出し、読者合計は九百万人に上るといふ。フランスへの進出は十四カ国目になる。二〇〇〇年に進出したチューリヒでは今年二月に撤退した。

20ミニユットは、ノルウェー最大の「シブステッド」グループの傘下であり、現在、スイスとスペインの五都市で発行されている。二〇〇〇年にはドイツのケルンに進出したが、シュプリンガーなどの反攻に遭い、短期で撤退している。

両紙のフランス上陸は定着するのか、一時の現象で終わるのか、まだ見極めは難しい。

(広瀬 英彦 東洋大学教授)

メディア談話室

「修正提言」と瀋陽事件報道

藤田博司

報道の公正さに疑問も

個人情報保護法案と人権擁護法案について『読売新聞』が五月十二日の紙面で「修正試案」なるものを「提言」した。

それを受けて小泉首相は、政府に修正受け入れも検討するよう指示した、と伝えられた。国会での本格的審議が始まる前の話である。小泉首相のあまりの対応のよさに、正直なところうさんくさいものを感じてしまった。

首相との関係プレー?

『読売』と首相の間の関係プレーか、と考えるのは下種の勘繰りというものだろう。しかし両者の間で話を通じていたのではないか、とつい思わせるほどに絶妙なタイミングで事が進んでいるように見える。

「メディア規制法」とも呼ばれるこの二法案、国会に提出されたものの、与党内にもその扱いに疑問の声が上がリ、今国会会期中の成立は無理、との見方も伝えられている。全面的反対と法案の廃案を主張する野党側やメディア諸団体の動きも無視できないものになってきた。

そこへ『読売』が法案の一部修正を提案、「欠

陥是正して成立めざせ」(社説)と呼び掛けたのだから、政府にとつてはまさに「渡りに船」だつたに違いない。しかもその修正内容は既に全国消費者団体連合会などから出されている修正案より政府案に近いものだから、小泉首相の目にはますます好都合と映ったことだろう。

『読売新聞』はいうまでもなく、日本で最大の発行部数を誇る新聞。渡邊恒雄社長は現在、日本新聞協会の会長でもある。新聞協会がかねてこれらの法案に強く反対する立場を表明、四月には新聞協会の理事会が二法案に「断固反対する」との緊急声明をまとめたばかりである。その新聞協会の会長社である『読売』がいれば政府側に歩み寄つたものだから、新聞界の足並みが乱れた、との見方が出て当然だろう。

「読売試案」がどのような論議を経てまとめられたのかは分からない。十二日の『読売』社説は政府案には「報道の自由」や「表現の自由」を損ないかねない条項が含まれている」ことを指摘した上で、「この欠陥を除き、個人の権利を守る法制の実現を期待してまとめた」のが「試案」だと述べている。

しかし「試案」で示されている六項目の修正で報道の自由や表現の自由を損ないかねない懸念がぬぐい去れるとは、筆者には到底思えない。政府案を含む「報道規制」の危険に対する『読売』の認識は甘すぎる。

「試案」の内容は別にして、今回のような「提言」の仕方にも疑問がある。「提言」は政府案をもとに具体的な修正案を示して法案の成立を促している。これが民間団体などによる修正案なら、それはそれでいい。が、有力な報道機関である新聞のものとなると、どうしても引かかる。

新聞が問題の法案に賛成、あるいは反対や、修正を求める主張、意見を論説欄で表明することは少しもおかしくない。それはむしろ新聞の当然の役割と考えていい。しかし眼前の政治的課題について、特定の立場に立つてキャンペーンをすることになると、その問題をめぐるその新聞の報道の公正さに疑問がもたれる可能性も出てこよう。

「提言」発表から五日目の十七日の『読売』は一面トップに「国会50日程度延長/重要法案成立期す/個人情報・人権擁護2法案修正へ」との記事を掲げた。政治面には「具体的な修正焦点点」との見出しのもとで、問題の二法案の論点を整理している。

他の新聞の報道ならごく当たり前の記事として読み過ぎずニュースである。しかし「提言」後の

『読売』の報道となると、このニュースの背後に何らかの思惑や意図が含まれてはいはしないか、と勘繰る読者がいてもおかしくない。

『読売』はかねて、新聞が報道機関であると同時に言論機関でもあることを強調し、微妙な政治問題にも立場を明確にしてきた。一連の「提言報道」もその一つの表れという。

しかし、言論機関としての機能を強く打ち出すあまり、報道機関としての公正さにいささかでも疑いを持たれるようなことがあっては意味がない。現場で報道に携わる記者がいかにか構成さを保つことに腐心しても、新聞全体としての言動がそれを損なう疑いを持たれたら、やはり失うところが大い。

大きかった映像の存在

話し変わって、五月八日、中国・瀋陽の日本総領事館で起きた北朝鮮亡命家族の連行事件は、日本の対中外交や日本外務省の抱えるさまざまな問題を浮き彫りにした。あずかって力があつたのは、例の五人の家族が総領事館の門内へ突入する場面の一部始終を克明に記録したビデオとスチール写真の存在だった。

あのビデオと写真がなかったなら、五人がどんな扱いを受け、事件がどんなふう処理されたか、想像がつかない。おそらく、その後われわれが目にしたような、日本政府と中国政府の間の大騒ぎにはならなかっただろう、ということではでき

る。総領事館の門前での上り下りを記録した証拠が残ったために、日中両国の当局は事件をやむやむにできなくなった。いい加減な言い訳で、問題を取り繕うことはできなかったのである。

同時にあのビデオと写真が五人の身の安全を担保する材料にもなったことも確かだろう。あれを見ると、女性と幼児に対する中国の武装警官の扱いが決して「人道的」ではなかったことがはっきり分かる。あの映像が世界中に報道されたために、国際的な関心を集め、中国政府がこの一家を北朝鮮に送り返すことを事実上、不可能にした、とも言える。

あの映像は共同通信と韓国の聯合ニュースを通じて公表された。『産経新聞』(五月十日)によると、亡命の試みを支援した非政府組織のグループが事前に二つの通信社に情報を伝えていたのだという。しかしどのようないきさつがあつたにせよ、メディアによる、いわば現場での目撃証言が事の真相を明らかにする(あるいは少なくとも真実の隠れいを妨げる)上で、大きな役割を果たしたと云っていいだろう。

お粗末な日本の対応

それにつけても、この問題をめぐる日本外務省の対応のお粗末さは目にあまる。中国側の強硬な主張に対して、日本側の説明や反論は後手後手に回った。現地からの当初の調査報告は、後から明らかになる事実を追われて、次々に修正や補足を

加えねばならなかった。川口外相はじめ政府関係者は口をそろえて「毅然とした対応」をお題目のように唱えたが、一連の対応のどこにも「毅然とした」ところは見当たらない。小泉首相が繰り返す「慎重に」「冷静に」といった言葉と同じように白々しく、空疎に響く。

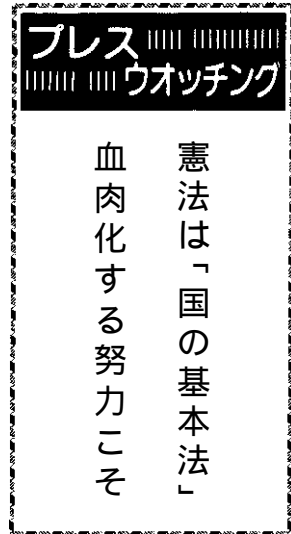
背景には、中国に対する弱腰もあるかもしれない。亡命者を受け入れたがらない、日本の人権感覚に乏しい外交姿勢もかわっているだろう。しかし、何より日本の対応をお粗末なものにしたのは、外務省の事なかれ主義と不都合なことは隠したがる隠れい体質だったのではないか。

日中両国政府の主張の食い違いを問いたず首相官邸の記者団に対し、福田官房長官は「日本の政府を信用するのか、中国の政府を信用するのか」といった意味の問いかけをした。日本人なら日本政府を信用しろ、とでも言いたげな官房長官のこう慢さ、無神経さにはあきれざるほかない。

こうした政府や役所に日本の運命を無条件で託すような気には到底なれない。とすれば、国民に成り代わってメディアに、政府や役所の所業に目を光らせてもらわねばならない。

個人情報保護法案をめぐる国会での審議でも、あまり実りのある議論が交わされているように思えない。政府にいいかげんなごまかしや言い逃れを許さないためには、メディアには「修正提言」以上の厳しい目配りを期待したい。

(上智大学教授)



憲法は「国の基本法」
血肉化する努力こそ

憲法の生るゝ日に、
憲法の立つ日に、
さきはいに われありて、
この生ける 現目以て
喜びの日にあへる
国びとの心を 見む
憲法は さだまりぬ。
憲法ぞ いつくしき。
あゝ 心ゆく 如何なる語を以て—
この新しき 国の紀元に、
與り照る国びとの心を
後の代に—とこしへに傳へなむ

釈迢空（折口信夫）の「新憲法實施」と題する詩の一節である。一九四七年（昭和二十二年）五月三日、新憲法施行に託した日本国民の願いが込められている。あれから半世紀余、五十五回目の記念日を迎えた。敗戦によって明治欽定憲法五十五年の命脈が絶たれ、民主主権の憲法に衣替えしてから五十五年という歳月の奇しき符号に、特別

な感慨を覚える。政治が混迷する中、釈迢空がうたいあげた高揚感はなく、憲法に冷ややかとも映る昨今の世相が気がかりである。

大臣、国会議員に順守義務

憲法第十章程は「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅、及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力は有しない」（九八条）と規定し、続く九九条には「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と明記されていることに注目しなければならぬ。権力を握る人々に厳しい憲法順守義務を課しているのである。

評論家の佐高信氏は参院憲法調査会で参考人として意見を述べた際、「憲法九九条で改めて大臣、国会議員らに憲法順守義務を課したのは、（彼らが）歴史的に憲法を破ってきたからであり、憲法を邪魔者扱いする要注意人物ですよ、という警報というふうにいる。憲法にとつての危険人物のブラックリストだ」と喝破している。昨今の政治権力者の無法ぶりを見せつけられている国民にとつては、留飲を下げる辛口論評ではないだろうか。

小泉純一郎首相の靖国参拝強行など憲法がらみの論議は後を絶たず、有事法制化・メディア規制二法の動きなども憲法的視点から看過できない大問題だ。それに加えて政治スキャンダルは目を覆うばかりであり、「三権の長」である参院議長の問題も、秘書逮捕 引責、議員辞職に及んで政治腐敗は頂

点に達した感が深い。憲法順守義務があり、立法機関の任に当たる国会議員が自ら作った法を破る実態をこれほどリアルに見せつけられては、政治不信が高まるのは当たり前だ。

このような時期を迎えた憲法記念日だけに、政府声明でも出して「法を守る精神」を国民の前に誓ってほしかったが、その資格すらなかったと言えるかもしれない。朝日・読売・産経は五十五回記念日を三日付一面に掲載しておらず、他紙の一面扱いもアピール力に乏しかった。各政党の声明を載せたのは読売だけだったのも寂しい限りだ。「国の基本法」への軽視を物語るものであり、「漂流ニッポン」の姿を見るような物悲しい記念日になつてしまった。

ちらつく「衣の下の錯」

昨春秋成立したテロ対策特別措置法に基づいて自衛隊の艦船が初めてインド洋に出動、米軍などへの支援活動を続けている。そして五月の連休明けから、「武力攻撃事態法案」を骨子とする有事法制関連三法案をめぐる国会審議が始まった。小泉首相は五月七日の衆院特別委員会で「憲法改正論議もタブーではない。憲法は将来、改正した方がいい。憲法改正を現実の政治課題に乗せる考えはないが、（私は）最初の選挙から、改正論者で通っていた」と述べている。世論を意識しての発言だろうか、「衣の下の錯」が透けて見える。安全保障問題を核に憲法論議が高まりを見せてきた中、憲法記念日当日の新聞各紙はどのような

論調だったか。

読売は『安保観』の確立こそ時代の要請」と題して、有事法制化の意義を強調。一九九四年の憲法改正草案、二〇〇〇年の第二次草案と改憲キャンペーンを行っている同社の姿勢に基づく社論と読み取れるが、これまでの改憲試案に一言も触れなかったのはなぜだろうか。「もとより、基本的人権の尊重など、現行憲法の柱となっている普遍的原理を生かしていくのは当然である。同時に、虚心に憲法と向き合い、変化に合わない点、欠けている点を考え、ただいたずらに、『護憲』『改憲』スローガンを叫ぶだけでは、知的怠惰以外の何物でもない」との文脈からは、いわゆる「論憲」へ軌道修正したようにも推測される。

「変化を求める『国のかたち』」と題する産経も大半を安全保障構築の必要性を論じているものの、「改憲」を明快に打ち出していない。二年半前に国会に設置された憲法調査会がいまだに「論憲」の段階である点に配慮したためだろうか。

次に「憲法論議を国民の手に」と題した朝日社説、どちらかと言えば「護憲」より「論憲」的な姿勢と読み取れる。憲法学者、佐藤幸治京大名誉教授の言葉を引用して、『法典をいじるかどうかの議論が強く、憲法典を現実に血肉化させるための努力をなおざりにしてきた』というのが氏の戦後政治観だが、同感だ。いまの日本に必要なのは憲法改正を、などと考えるより、政治や行政を、民意を真に反映する仕組みへとつくり替えていく

ことであろう」と述べる。そして末尾で「私たちは、当面、憲法改正の必要性があるとは考えていない。しかし例えば、将来、民意を貫徹するための広範な国民投票制度(『憲法改正国民投票法』など)の導入のためにも、この制度をどう設計するか、の議論は大いに役立つ」と主張している。

「タブーなき議論の空気を歓迎」と題する毎日には、「論憲」の立場だろう。「私たちは現行憲法を高く評価してきた。半世紀以上も一切改正が行われなかったのは『成文憲法の奇跡』と皮肉られるが、裏返せば国民主権、基本的人権、戦争放棄を基本とした現憲法の諸原則とシステムが二十世紀後半の時代にマッチしていた証左でもある。現に

日本は廢墟から立ち上がり、世界第二位の経済大国になった。世界一の長寿国となり、直接戦争に巻き込まれることもなかった。だが憲法は不磨の大典ではない。時代に合わせて不断の見直しを進めることは、成文憲法を持つ国民の責務である。……憲法記念日に当たって、守るべきは守り、改めるべきは改める原点に立って、憲法論議を深めることを呼びかけたい」という論調だった。

東京新聞の「時代の道案内として」は、筆法に工夫がみられた。沖繩での公聴会を軸に、憲法をめぐる問題点を巧みに指摘している。『沖繩ではまた憲法が完全適用されたことがないのに、古くなったから変えようというのか』『沖繩はとつくと有事法制化だ』『……公述人からも傍聴人からも果たして政府は平和憲法を生かす努力をしたの

か』という声が出ました。そんな沖繩では『憲法調査会は改憲を前提にしない』と言っても信用されません。県民たちの目には『調査』という衣の下に『第九条改定』というヨロイが見えてしまうのです」との指摘は重い。題名はパーカー米連邦最高裁元長官の言葉だそうで、「憲法を血肉化するには、道に迷った時、必ずこれに光を当てること」が大事です。目の前に見える道へすぐ歩み出さず、踏みとどまって地図を見ながらじっくり道を探すか。私たちの将来がかかっています」との訴えは、説得力をもつ(日経は当日、憲法社説がなかった)。

「国の基本法」を時の権力の都合によって安易にいじってはならない、というのが筆者の基本姿勢である。崇高な憲法理念を現実にどう生かすかに努力すべきなのに、時代の風潮に左右される現状こそ、日本国民の将来を危うくする。

「論憲」とは漠とした言葉だが、現実に国会の憲法調査会は始動しており、今国会では憲法に抵触しかねない重要法案を審議中だ。国民も新聞も安閑としてはいられない。明治憲法五十五年・現行憲法五十五年の二〇〇二年を、「憲法を血肉化する」ための年にするとの決意が必要だろう。国民一人ひとりが針路を精査して進めば、道は開ける。(池田 龍夫「ジャーナリスト」)

【注】冒頭の釈迦空の詩は、朝日新聞一九四七年五月五日付に掲載

放送時評

メディア規制法案 全国に広がる反発

決定的欠陥法案

連休明けの国会は重要法案が目白押し。スキヤンダル騒ぎで審議ままならなかった前半のツケが出た形で、六月十九日までの会期は延長必至である。そんな中でマスコミ界、全メディアの関心が集中しているのが、「個人情報保護法案」と「人権擁護法案」のメディア規制二法案の去就。

これに、行政によるメディア規制につながるとして公明党が反対し、国会提出を見合わせた「青少年有害社会環境対策基本法案」を加えた三法案を「メディア規制三法案」と一括、三月から四月にかけてのメディア側の猛反発は、かつて例を見ない「歴史的」と言つてよいほどのもの。与党は継続審議で持ち越されてきた個人情報保護法案については「今国会で成立」を図り、三月八日の閣議決定後、直ちに国会提出となつた人権擁護法案は「審議促進」を申し合わせている。

二法案の内容を詳述する紙数はない。確かに「超高度の情報通信社会が形成される状況下、個人情報保護は保護されなければならない」と、「人権

は厳に擁護されるべきである」。そのための法制化は国際的なすう勢でもあり、正しい。しかし、法本来の目的から外れて、両法案の背後に、「表現の自由」の領域に、強引に介入しようとする政・官の姿勢がはつきり見てとれるとなれば、当然問題は別になる。

何ものからも独立したメディアの存在で国民の知る権利は保障される。民主国家の大前提だが、個人情報保護法案は利潤追求の取扱業者とメディア従事者とを同列に、明らかな人権侵害である「差別・虐待」と、「報道被害」とを同列に置いた。メディア側の自主規制を頭から信用せず、主務大臣と監督官庁の手のひらに乗せ、報道目的、「言論の自由」の分野かどつかの判断をこれにゆだねる意図。原則としての法制化自体はよい。だが、

これでは決定的な欠陥法案と言わざるを得ない。人権擁護法案における過剰取材行為の定義が、ストーカー規制法のストーカー行為の定義と「うり二つ」、丸写しなものには驚いた。「つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校、その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、またはこれらの場所に押し掛ける行為」というもの。たとえ「過剰」であつても取材行為がストーカー行為と全く同列に認識され、条文化されているのは異様でさえある。

自民党がメディア規制色を強め始めたのは一九九八年七月の参院選惨敗がきっかけで、「報道監視」の「モニター制度」を作つたり、一部のテレ

ビ報道番組を敵視する姿勢が鮮明になつた。九九年八月の自民党「報道と人権等のあり方に関する検討会」報告書には個人情報保護法案と人権擁護法案の必要性が盛り込まれている。そしてPTAなどの意見を「世論」と踏まえ、青少年有害社会環境対策基本法の策定も並行して進出した。

この通常国会で、すき間だらけで不備そのものの青少年法提出が見送られ、個人情報保護、人権擁護の二法案が審議入りしたのは、一応名分が通つており、与党三党が合意していることのほかに、政治家、官僚のスキヤンダル発覚、訴追が国会審議を大きく占領したためと思われる。しかしメディア側の反発がこれほど激しく、全国的な広がりを見せるとは、予想を超えるものだったに違いない。

注目される国会での決着

新聞界は新聞協会を中心に各紙それぞれ連日のように批判、反論の論陣を張る。言論・報道そのものが「商品」であり、長い歴史の中で権力の介入という苦い経験を持つ代表的な媒体であつてみれば、その危機感は当然だろう。

民放連も、四選を果たした氏家齊一郎会長の新体制下いきり立っている。氏家会長は記者会見で「メディア規制三法はメディアと民主主義の敵

希代の悪法。どんなことがあつても粉砕しなければならぬ」と大見えを切るが、「新聞協会との連携を重視し」という「注釈」をつけることも忘れたなかつた(四・一〇)。ショービジネス、広告

産業に明け暮れ、規制のターゲットに民放テレビがしつらえられていることへの反省、不安もそこに垣間見られなくはない。

NHKはその性格上正面切った反論を独自ではやれない。数歩引いた形で海老沢勝二会長は「放送事業者は第三者機関を設けて自主規制に取り組んでいる。メディアを法律で規制すべきではない」と原則論を述べ、新聞協会、民放連とシンポジウムなど共催するにとどまる。

民放連の示唆もあつて在京キー局が四月下旬から五月にかけて「特集番組」をそれぞれ編成したものも立つ。早朝、深夜の時間帯だが、系列地方局で好時間帯に録画放送したところも多い。また在京社では「社内勉強会」も作られ、この問題、言論・報道についての根本的な論議が活発化しつつある傾向も、外圧に抵抗して生まれた結構な副産物である。

地方での動きも目覚ましい。青森、岩手、福井三県では全国紙、地方紙、放送、通信社が集まって報道責任者の団体を結成。東海地方でもマスコ三十三社の「緊急声明」、テレビ朝日系列五社の「中部ブロック社長会」が反対声明をまとめているし、札幌の民放七社も反対の「共同声明」を出している。おそらく国会審議の進行に合わせ、こうした運動は各地にも波紋を広げていくものと思われる。

新聞、放送以外のメディア関連でも高揚一途。日本書籍出版協会、日本雑誌出版協会、日本ペン

クラブ、日弁連、自由人権協会、部落解放同盟、全国消費者団体連絡会、フリージャーナリスト「共同アピールの会」、民放テレビ・キャスターグループ(七氏)などなど。

この「共同アピールの会」は四月二十五日に銀座で街頭デモまでやっている。参加した作家の城山三郎氏は「旧治安維持法の復活。成立したら『言論の死』の碑を立て、賛成議員全員の名を刻す」と語り、話題を供した。

こうした状況を背景に、さてメディア規制二法案が国会でどう決着するのか。有事法制関連法案を抱えた今国会は、さまざまな不祥事への対応も迫られており、十分な審議を尽くす時間的余裕も乏しい。見守るほかないが、「メディア圧殺」が民主主義の法治国家にとり込まれることは何としても避けねばならない。そしてメディア側の自主規制の実が国民の納得できるものにまで上がることを、切実に希望する。

黄信号の郵政関連法案

もうひとつ、小泉首相が自ら「小泉改革の本丸」と認め、政治生命をかけると言いつける「郵政三事業民営化」構想の一番手である「信書便法案」と「郵政公社法案」にも注目が集まる。これは二〇〇三年四月から今の郵政事業庁を郵政公社に改め、同時に郵便事業に民間の参入を認めようというもの。

だがこの問題、初手から「黄信号」が出た。自民党内の郵政族議員、主務官庁である総務省を牛

耳る最大派閥の橋本派はもとも国営堅持・民営化反対を唱えており、これを権力闘争の具と考えているからである。法案は準備されたものの「信書便法案」の閣議了承を拒み、首相は党の事前承認がなくても首相権限で国会提出に踏み切るという異例の決意まで固めた。しかし、結局そこまで至ることはなく、四月二十六日閣議決定、国会提出となった。

「民間参入法案を通さないとするのは小泉内閣をつぶすのと同じ。そうなると、自民党が小泉内閣をつぶすか、小泉内閣が自民党をつぶすかの戦いになる」とまで言い切った首相だが、前途は明るいものではない。自民党内の多数勢力に加え、野党側にも民営化反対の空気が色濃いからである。

そして参入必至と小泉首相の頼みにしていたヤマト運輸が、法案提出を見届けた二十六日、「参入断念」を発表したのが二つ目の黄信号。三月下旬に総務省が公表した「十万本のポスト設置」義務付け以下「規制すくめ」に嫌気を示したのが理由である。採算問題もそうだが、「すべて許認可にかかり、これでは、民営官業化法案、だ」と主張している。佐川急便、ペリカン便など大手業者いずれも同じ姿勢のようである。

小泉内閣の支持率急落があり、郵便貯金、簡易保険の「民営化」には国民の金融不信がつきまとう。懸案達成のとは口でつまずいた首相。今国会の難局面はここにも控えている。

(大森 幸男「放送評論家」)

沖繩の復歸三十年に思う 返還を実現し得た舞台裏

高橋 実
(評論家)

今年の五月十五日は、戦後米軍統治下にあった沖繩が日本に返還されてから三十年の記念日だった。

その記念式典が五月十九日、沖繩・宜野湾市のコンベンションホールで行われた。主催者は小泉純一郎首相で、閣僚のほとんど全員、衆参両院議長、最高裁長官、各党党首、沖繩に關与した国会議員、ベーカー駐日米大使をはじめ各国大使ら計千二百人が参加するという盛大だったが、実質は小泉首相の「式辞」に始まり、式辞に終わるといふ形式的で空虚なものだった。

十年前の東京での沖繩返還二十周年はこんなものではなかった。竹下登実行委員長(元首相)の下、入念な準備が重ねられ、壇上ではヘンリー・キッシンジャー元国務長官、日本学者ジェラルド・カーチス氏の米側、佐伯喜一氏らの日本側パネリストたちが激しい討論を繰り広げる公開シンポジウムが催された。

またパーティーでは、かつて沖繩の支配者だった歴代米高等弁務官と副官たち、沖繩側の琉球政府の高級実務者たちがそろって招かれており、回顧談を交わし合う情景が見られた。

ベトナム戦争の基地・沖繩

私が共同通信那覇支局に赴任したのは一九六四年十二月、一種のカルチャーショックを受け、しばらくは夜も寝られなかった。原因は、毎日桜坂(飲食店街)に通い、ママさんたちから沖繩戦の話

話を聞いたからだ。彼女たちの少女時代の話は、銃弾の飛び交うなかを逃げ回り、石垣の割れ目に潜り込んでいたところ、米軍兵士に助け出されたなど、目に浮かぶようにせいぜい惨で具体的だった。

われわれが大学生のころは全面講和か単独講和かが論争的であり、デモや集会も盛んだったが、それらがなんと浅薄なものだったかという思いが私を悩ませた。

ようやく地理を覚えたころの翌六五年二月五日の夜、天地が張り裂けんばかりのごう音にたたき起こされた。それは在沖繩米軍部隊五十万人を戦争や重火器とともに、一夜にしてベトナムのダナンに向け移動させた大型輸送機群が発するごう音だった。

翌日付の米軍機関紙スターズ・アンド・ストライプス紙は、この大移動作戦を詳細に誇らしげに伝えていた。私はこれを基に本土向けの記事を書

き始めていたところ、防ちようを理由に同紙が米軍当局から発刊停止となった。

那覇市久茂地の1号線道路に沿う一帯には、既に世界に三つしか配備されていない米兵站部隊のうち最大の第二兵站部隊の巨大な施設が建設されていた。地元記者団とともに見学に行くと、そこは戦車からねじ一本に至るまで在ベトナム米軍が必要とする機材・物資をコンピューター操作で選びだし、正確に送り届ける体制となっていた。

佐藤栄作首相の沖繩訪問

一九六五年八月十九日、佐藤栄作首相が日本の首相として初めて沖繩を訪問し、那覇空港で「沖繩の返還なくして日本の戦後は終わらない」という有名な言葉を語った。私は少し離れたところでのこの第一声を聞いていた。そこへ近付いてきたのが共同通信先輩の元政治部記者で、その後、佐藤派のシンクタンク的存在になっていた麓邦明氏だった。「どうだ、今の文句いいだろう」と言い、私が「いいですね」と返すと、「あれはおれが書いたんだ」と明かしてくれた。

沖繩訪問第一日の八月十九日、佐藤首相は沖繩島内をほぼくまなく見て回り、「ひめゆりの塔」の前では涙を流した。首相の周りにはどこへ行っても厚い人垣ができた。恐るべき事態が発生したのは、その日の夕方から夜にかけてだった。労組などの赤旗組が首相に「即時無条件返還」を迫る請願書を提出するため、首相一行の宿舎とされていた那覇市内の琉球ホテル前にデモ行進をかけた

ところ、米民政府公安局長が「琉球警察」にデモ鎮圧を指令した。このため琉球ホテル前はデモ隊と警官隊の沖繩人同士衝突の場となり、デモ隊側に数十人の負傷者を出す事態となった。

そのころ佐藤首相は普天間の在沖繩米陸軍司令部を訪れ、ワトソン米高等弁務官(陸軍中将)と会談していたが、那覇での衝突を知ったワトソン中将は首相に「ここは安全だから」と司令部にとどまるよう勧めた。日本国首相はこうして米司令部に一泊する羽目となるが、安物のクーラーが騒音をたてるので一睡もできなかったという。これらの出来事はワシントンから沖繩基地の安定を義務付けられていた現地米当局の過剰警備以外の何物でもなかったが、結果としては沖繩問題解決の重要性を日米両国民に知らせた。

核抜き実現したメカニズム

沖繩訪問後の佐藤首相と一九六八年十一月の選挙で当選したニクソン米大統領との間で七月六月十七日、沖繩返還協定調印に至るまで続けられた日米交渉は、両国の内情と国際関係の諸要因を取り込んだ史上まれに見る多角的な交渉だった。ニクソン新大統領が最初に行ったのは、それまで任命制だった琉球政府主席の公選を認めるよう現地米当局に指示したことだった。主席選挙では日本復帰運動の指導者だった屋良朝苗氏が圧倒的多数で当選。復帰・返還運動は高まった。それも単なる返還ではなく、沖繩米軍基地の縮小や核兵器を撤廃した上での返還、いわゆる「核抜き返還」

が主張されるようになった。対米関係を重視する下田武三次官をはじめとする外務省勢はこれに強く反対したが、佐藤首相は六九年三月十日の参院本会議で「核抜き・本土並み基地の方針で米国と折衝する」と言明。外務省に対抗する識者による安全保障研究会(安保研)を官邸に設置した。

一方、当時の米国はベトナムでの戦局の行き詰まりに加え、これに反比例する反戦運動の高まりがあり、ニクソン新大統領はベトナム戦争の収拾という難題に直面していた。この難題をもう一つの難題、「沖繩の核抜き返還」に結び付け、米国の立場を傷つけることなく、名誉ある収拾を図ろうという奇策の発案者はおそらく大統領補佐官に就任していたキッシンジャー氏だ。両氏はまず「ベトナム戦争のベトナム化」すなわち武器と資金の両面でベトナムを支援していた当時のソ連と中国をその支援から外すという基本戦略方針をたてる。一九七一年七月九日、キッシンジャー氏がパキスタン経由でひそかに北京を訪問して周恩来首相と会談、翌七二年の五月以前にニクソン大統領が中国訪問することに合意。七月十五日、米大統領訪中計画が米中で同時発表された。

こういふ展開を前にして米国が特に必要としたのは核抜きか核抜きかで分裂していた日本側の真意の確認だった。七一年春、ニクソン大統領は自らお忍びで訪日、京都の料亭で米保守派が最も信頼している佐藤首相の実兄、岸信介元首相とひそかに会った。この会談にただ一人立ち会った安保

研事務局長の末次一郎氏(同氏も今は故人)が生前、筆者に明かしてくれたところによると、この会談ではニクソン氏が「日本では核抜きか核抜きかで見解が分かれているようだが、どうしたらいいだろうか」と岸氏に尋ねると、岸氏は言下に「核抜き返還には私のようなものでも反対する」と答えたという。末次氏によれば、沖繩が核抜き返還になった決め手は岸氏だった。中国大陸の方に向いていた沖繩配備の距離核ミサイル「メーヌ」群は七一年六月十七日の沖繩返還協定調印式に間に合うよう発射台もろとも、ことごとく廃棄された。中国側対岸からも分かったはずで、キッシンジャー訪中へのお土産となった。

このように一見異なる要因を結び付け、マイナスをプラスに変えるやり方は作用と反作用から成る国際関係のメカニズムを熟知している人でなければできないことで、この時のニクソン・キッシンジャー方式は外交史上、傑作の一つだと思ふ。待ちの政治、待ちの外交の人と言われた佐藤米作氏もニクソン、キッシンジャーに劣らず、状況を見定めることにたけた人だった。

沖繩返還が近くなつたころ、欧州(当時はEC)から来た視察団を応接したことがあるが、彼らは一様に、「沖繩返還は敗戦国が戦争で奪われた領土を、平和的手段で取り戻した二十世紀の奇跡の一つ」と絶賛していた。佐藤米作首相への一九七四年のノーベル平和賞授賞は当然のことである。

賃金より雇用選択の労働界 ワークシェアリング協議進む

神田 稔 生
(時事通信社経済部)

日本経済が長引く低迷状態から脱しきれない厳しい環境下で迎えた二〇〇二年春闘、「勝ち組」

企業の代表であるトヨタ自動車賃金のベースアップ(ベア)見送りで決着したことが象徴するように、金属労協(IMF・JC)傘下の主要労組主導で賃金相場全体の底上げを勝ち取るという長年続いた春闘は完全に崩壊した。

一方、電機や鉄鋼の労組はベア要求そのものを見送り、雇用の維持・確保を最重要課題に掲げ、労使間で雇用維持を確認するなど一定の成果を上げた。失業率が5%を超え、過去最悪の水準まで上昇する中、労働側が「賃金より雇用」の姿勢を明確にしたことで、労働時間の短縮などで仕事を分かち合うワークシェアリングへの取り組みも活発化してきた。

鉄鋼労連の方針転換

二〇〇二年春闘でのベア要求断念の動きは、大手鉄鋼メーカー労組などで構成する鉄鋼労連が主導した色彩が強い。同労連は、昨年秋までベアを要求する方針で作業を進めていたが、鉄鋼業界を取り巻く環境が厳しさを増す中で、雇用の維持・確保を最重点に据える形へと春闘の闘争方針を大

きく転換した。

鉄鋼各社の業績は、景気悪化による需要低迷で、鋼材価格が十年前の半値に下落し、新日鉄など鉄鋼大手メーカーの業績は軒並み悪化している。このため、同労連は「働く者の雇用と生活は危機的な状況にある」との厳しい現状認識を示した上で、「断腸の思いだがベアを断念し、雇用を守りきることを決断した」(荻野武士委員長)。

鉄鋼労連は隔年春闘を実施しており、賃上げ交渉は二年に一度。今後二年間、ベア要求を見送る一方、経営側に雇用の維持・確保に最大限努力するよう「約束」することを文書にする「雇用安定協定」の締結を要求の柱に据えた。

鉄鋼と同様、経営環境が厳しい電機業界もベア要求を断念。ナショナルセンターの連合も初めて統一ベア要求を見送った。

このようにベア要求そのもの見送りが相次ぐ中、金属労協加盟の労組のうち、業績が比較的良好な自動車総連と造船重機労連の二産別だけが、ベア要求を掲げて春闘交渉に臨んだ。

日経連、「賃上げは論外」

一方、日経連は二〇〇二年春闘に対する基本方

針「労働問題研究委員会報告」の中で、企業の間際競争力を維持するため、「賃上げは論外」だと強調。雇用維持のために「ベア見送りにとどまらず、定昇の凍結・見直しに踏み込むことが求められる」との表現で、ベア実施には非常に厳しい方針を打ち出した。

同時に、ワークシェアリングについては、「当面は過剰雇用と人件費負担に苦しむ企業で労働時間を短縮、総額人件費を縮減する方法が講じられるべきだ」と指摘、導入に前向きな方針を表明した。

日本に比べて二十分の一とも言われる安い賃金を武器に、中国が「世界の工場」としての地位を確立しつつあり、日本企業の人件費が上昇すれば、「日本の製造業は一段と国際競争力を失う」(メーカー首脳)というのが経営側の基本認識だ。こうした背景のもとで展開した二〇〇二年春闘は、日産自動車賃上げがベア実施で決着したのを除くと、トヨタ、ホンダなど自動車をはじめ、造船・重機もことごとくベア・ゼロで決着した。

トヨタ自動車労働組合の東正元委員長は春闘集會中回答日の三月十三日、「これ以上、周囲に迷惑は掛けられない」と述べ、ベア・ゼロを受諾する敗北宣言を行った。組合側は最後までベア獲得に執念を燃やしたが、経営側の危機感は、組合の予想をはるかに超えていた。

トヨタ幹部は春闘交渉の期間中、「経済成長率、物価はともにマイナスで、失業率も過去最悪。世

の中には雇用が最優先という情勢。賃上げをするような状況ではない」と語っていた。好調な業績は一時金で反映し、ベアは実施しない方針を最後まで変えなかった。奥田会長が賃上げは論外と強調した日経連の会長職にあることも影響したようだが、空前の好業績を上げているトヨタが過去最高の一時金となる一方で、ベースアップはゼロに抑えたことが、今春闘のすべてを物語っている。

雇用維持への取り組み

ベア要求を断念した鉄鋼労連では、新日本製鉄などの主要労組が経営陣との間で「雇用維持に関する確認書」を締結することで合意。電機連合加盟労組も、雇用安定に配慮するといったことを明文化することで労使が合意した。

ベア要求見送りと引き換えに、経営側に雇用の維持・安定を約束するよう求めた鉄鋼、電機労組。しかし、両業界とも経営側は交渉の過程で「経営の手足を縛りかねない」(大手電機メーカー幹部)と雇用安定の明文化には難色を示した。最終的には大半の労組が何らかの形で明文化することで合意したが、ベア要求を見送った労組に経営側が「配慮」した面は否定できない。

大手鉄鋼メーカーの場合、労使間で「雇用の場の維持・確保に関する確認書」を取り交わす。確認書は「これまで鉄鋼労使とともに雇用の場の維持・確保のために真摯な努力を重ねてきた。今後鉄鋼産業や雇用情勢は極めて厳しい状況が予想されるが、労使は誠意をもって協議に臨み、国際

競争力強化や直面する構造的諸課題の克服により企業基盤を盤石なものにすることで、雇用の場の維持・確保に向けて最大限の努力を傾注する」といった内容だ。

組合の要求時点では、「経営の責任として、雇用の維持・確保に最大限努力する」となっていた文面が、合意段階では「労使が努力する」に変わっている。

大手鉄鋼メーカーの労務担当役員は「雇用を維持することは経営の責任であり、これまでも努力してきた。しかし、雇用は守ったが、会社はつぶれたという状況などあり得ないのだから、何が何でも雇用を守ると約束することは意味がないし、できない」と語る。確認文書に「労使が努力する」との表現が盛り込まれたことで、労働側も賃上げ抑制の受け入れなど、雇用維持への協力を約束した形になっている。

このため、雇用維持の確認書は当然のことを改めて文書化したにすぎないとも言える。しかし、労使の代表が判を押して、雇用の維持・安定に努力する協定の締結を経営側が受け入れるなど従来では考えられなかった。それだけに、確認書は相応の重みを持つことは確かだ。

ワークシェアの協議進む

雇用の維持・確保を最重要テーマに掲げる労働界は、昨年末以降、春闘と並行してワークシェアリング導入に向けた政府、経済界との協議も本格的に進めた。その結果、政府、労働界、経済界代

表で構成する「政労使ワークシェアリング検討会議」は三月末、ワークシェアを推進することで合意。さらに、厚生労働省はワークシェアリングを実施する企業に財政支援を実施することも決定した。

「一人当たりの労働時間を削減して仕事を分かち合うことによって、雇用を維持、創出する」と定義されるワークシェア。

厚生省によると、実施方法には「雇用維持型(緊急避難型)」「従業員一人当たりの労働時間を短縮し、社内でも多くの雇用を維持する」「雇用維持型(中高年対策型)」「中高年層の従業員を対象に労働時間を短縮し雇用を維持する」「雇用創出型」「国または企業単位で労働時間を短縮し、失業者に雇用機会を提供する」「多様な就業対応型」「勤務の仕方を多様化し、女性や高齢者など、より多くの人に雇用機会を与える」の四つのタイプに分類される。

現在、産業界が導入しようとしているのは緊急避難型のワークシェア制度。単純化した例で考えると、百円の給料を支払う従業員十人を雇用している企業の人件費は千円。しかし、業績が悪化して八百円の人件費しか出せなくなったとすると、一人当たりの賃金はそのまま従業員を八人に削減するか、賃金を八十円にして十人の雇用を維持するかのいずれかしかない。労働時間を削減することによって賃金を下げ、雇用を維持しようというのが緊急避難型だ。

これにより失業者が増加することは抑えられるメリットはあるものの、安易な賃下げを加速することにもなりかねない。この手法はあくまでも緊急避難的に実施すべきもので、新たな雇用創出や多様な就業形態に対応できるタイプをいかに導入するかが課題になる。

このため、ワークシェアの政労使合意でも、多様就業対応型の導入促進のため、環境整備に取り組み必要があることが盛り込まれた。正社員の短時間勤務、隔日勤務を検討することや多様な働き方に見合った処遇などを検討すべきだと指摘している。

欧州で先行するワークシェア
日本では導入の動きが始まったばかりのワークシェアリングだが、オランダやドイツなど欧州では二十年以上前に実施されている。

中でもオランダは、ワークシェア導入で最も成功した国だとされる。一九八〇年代初頭、経済が悪化した同国では、一九八二年に政労使による「ワッセナー合意」を締結した。主な内容は、労働組合は、時短に応じた賃金抑制に応じる。経営者は、労働時間短縮により雇用確保に努める。政府は、減税や社会保険料の引き下げ収入の減少を補う——というもの。この合意を契機にワークシェアリングが進み、合意当時一二%だった失業率は、経済の回復もあり、二〇〇〇年には三%まで低下した。

オランダで特徴的なのは、パートタイム労働者

と正社員の処遇が同じという点だ。一九九六年には労働時間の違いによる賃金格差を禁止する法律も制定された。また、年金や健康保険でもフルタイム労働者とパートタイム労働者に同じ権利が与えられた。これにより、パートタイム労働者が増加し、雇用増加につながった。

仕事より趣味や余暇を重視する生き方、育児や介護と仕事の両立、家事と仕事の両立など労働者の多様なライフスタイルに適應できる制度が出来上がり、「オランダの奇跡」と呼ばれるほどの大成功を収めたとされる。

日本の課題

日本の場合も、中長期的にはオランダのような多様就業対応型のワークシェア制度の導入を進める方針だが、多くの課題が指摘されている。

まず指摘できるのが、フルタイム労働者とパート労働者の待遇格差だ。日本では、パート労働者の賃金は正社員の六割程度と大きな格差がある。欧州諸国は七割から八割程度が多く、かなりの開きがある。年金などでも正社員に比べてパート労働者の待遇は相当劣る。

多様就業対応型ワークシェアを進めるには、こうした格差の是正が不可欠だが、業績悪化に苦しむ企業にとつては人件費上昇要因になる。それでは国が積極的に支援できるかという点、財政悪化が深刻になっている現状では難しい。

経団連が今年二月に公表した緊急アンケート調査結果によると、回答企業約三百のうち、約八十

五がワークシェアリングを導入しておらず、導入予定もないとしている。導入しない理由として各企業は、業務分担の難しさ、労働生産性の低下、賃金抑制の難しさなどを指摘しているという。

賃金制度や雇用慣行、労使関係が異なるため、欧州の制度をそのまま日本に導入することは難しい。短時間労働者を増やすには、正社員と短時間労働者の賃金や社会保障制度の格差の問題を解決する必要がある。経営者は、実行が比較的容易な人員削減や賃金カットに走りがちな一方、労働者の側にも「親方日の丸」の意識があり、企業経営者や労働者の意識改革も不可欠だ。

しかし、産業界が大規模な人員削減や単純な賃下げを加速させると、個々の企業にとつては正しくても全体として見ると、一段の消費低迷などをもたらす「合成の誤謬」に陥り、日本経済が長いトンネルから脱出できなくなる懸念される。今後電機メーカーをはじめとして、産業界では大規模な人員削減が予定され、関係者の間ではこの先失業率が一時的に八%程度まで上昇すると、厳しい見方も出ている。

雇用維持型のワークシェアだけでは、失業率の上昇抑制には限界がある。年功序列、終身雇用という日本の高度成長を支えた制度が曲がり角を迎えた中で、多様就業対応型ワークシェアはわが国の新たな雇用制度として有効に機能する可能性がある。導入までに解決すべき課題は多いが、検討に値する制度だと言える。



日中メディア・シンポジウム

両国の報道の在り方を討議

国交回復三十周年を記念し、日中両国の報道の在り方などを討議する「日中メディア・シンポジウム」が五月十三日、東京・内幸町のプレスセンターホールで開かれた。同シンポジウムは、新聞協会と中国國務院新聞弁公室が共催したもので、双方の報道関係者や研究者ら約百五十人が参加した。もともと、中国で急速に発展しつつあるインターネットメディアが討論の一つの柱だったが、小泉首相の靖国神社参拝（四月二十一日）、瀋陽の日本総領事館事件（五月八日）と、両国間で立て続けに摩擦や問題が起る中、これら事件の報道ぶりをめぐっても意見が交わされた。

シンポジウムでは、「新世紀の日中関係におけるメディアの位置付けと役割」を総合テーマに、午前中、基調報告、午後は二つの分科会「第一「インターネットにおけるニュース報道と日中関係」、第二「活字メディアの役割―コミュニケーショングリップ克服のために」」を行った。

基調報告者は、中国側が趙啓正國務院新聞弁公室主任で、「インターネットの増進に従って中日人民間の友好に存在する障害を取り除かれ、インターネットが果たす役割もますます大きくなる」

などと述べた。一方、日本側は高井潔司北海道大学大学院国際広報メディア研究科教授（元読売新聞社）で、「日中間の相互理解には、相手方の多様性にもっと注意を喚起して報道しなければならぬ」などと述べた。

また、趙氏は質疑応答の中で、瀋陽で起きた総領事館事件に関して、「警察官が何もせず（難民が）五人ではなく五千人、五万人と来てもいいのか。中国に悪意があったかどうか、公正に判断してほしい」などと発言した。

筆者の出席した第一分科会の中国側報告者の発言のほんの一部を紹介すると――。

関大洪・中国社会科学院新聞與傳播研究所網絡室主任「中国のインターネットユーザーは、情報獲得・ニュース閲読をネット利用の主な理由にしている」。

張平・中国日報網站総裁「相互理解促進のため、日中ネットメディア間で、政治、経済、娯楽、社会などのニュースなどを常時交換したい」。

徐世平・上海東方新聞網站總編輯「ネットメディアも社会的信用を基本とすべきだ。デリケートなニュースに対して理性的に処理する責任がある」。

何加正・人民日報網絡中心副主任「われわれは、低俗な者や悪意のあるものがサイトにきて混乱を生じさせることに抵抗している」。

中国側主張の最大公約数は、「インターネットメディアの発展は両国人民の相互理解に役立つ」。

メディア関係者は日中友好に向けてかじ取りをすべきた。日中のメディア間で交流、協力をさらに強めたい」となる。

これに対して、日本側は、清水美和・東京新聞編集委員が「インターネットは、双方の誤解を解くために時に有益であるが、両国民の感情をいたずらに刺激し、極端な意見が外交政策に影響を与えるというも刃の剣の性格を持つ」と注意を促し、また、田畑光永・神奈川大学経営学部教授は「日本に対する反感を薄めてほしいのではなく、対日論調が単調なことが問題だ」と指摘した。

日本側は、多くのスピーカーが、報道や議論が多様であることの重要性を強調した。

ところで、筆者は、このシンポジウムに日本側事務局の一人として関与したので、若干、「舞台裏」を書きとめておきたい。

(一) このシンポジウムの開催は、中国側が極めて積極的に持ちかけてきた(二) 参加者名簿をワード形式でメールしてほしいという、日本側リクエストにも中国側は即時に応じ、事務的なやりとりに関してはインターネットが威力を発揮した(三) 第一分科会の進行役を務めた中国側の顧耀銘・新聞弁公室國際局局長は、総括会合で分科会のとめを報告する折、協会事務局が事前に申し入れたにもかかわらず、日本側スピーカーが再三使ったキーワード「報道の多様性」の言葉を、まとめに盛り込まなかった。

(木原 正博「新聞協会総務部」)

育成会もホームページ
 同盟育成会は2月末からホームページを開設
 しています。育成会の 沿革 寄付行為 役員
 名 予算・決算書 寮生・奨学生の募集要項な
 どを掲載しています。
www.disclo-koeki.org/02a/00221/index.html

新聞通信調査会は5月22日、同盟クラブで
 「税制改革の行方」(講師、時事通信社経済部次
 長、堀義男氏)と題する講演会を開催した。

〔悲報〕
 伊賀 徳次氏(時事通信社元静岡支局長、元同
 盟通信社福井支局長)心不全のため四月六日死
 去。九十五歳。喪主は長男、滋氏。自宅は八尾市
 南久宝寺二一五八一―一六。
 浅井 達三氏(日本映画テレビ技術協会技術史
 委員、元同盟通信社写真部員)心筋梗塞のため四
 月二十六日死去。八十九歳。喪主は妻、ウメ子さ
 ん。自宅は相模原市相模台七―三六―二一。
 橋本 正邦氏(共同通信社元常務理事、新聞
 通信調査会・同盟育成会・同盟クラブ元理事)
 肺炎のため五月五日死去。八十六歳。喪主は長男
 邦夫氏。自宅は文京区本駒込二―一四―一九。

時事通信社友会の平成十四年度総会は五月九日
 日比谷公園内の松本楼で開催。会員、社側合わせ
 て百四十八人が出席した。
 原野和夫会長のあいさつの後、今年度予算案な
 どを承認。次いで、村上政敏社長が十三年度決算
 について、「売上高は前年度比二・五%減少し、経
 常損益は若干赤字となる。しかし、最終利益は電
 通株の売却で八十五億円が見込まれ、配当(現在
 六%)を元(一〇%)に戻したい」と述べた。
 また、十四年度以降について「役員報酬の大幅
 削減や部長以上の基本給カット、ボーナス抑制な
 どで、営業損益段階では八億―十億円の黒字を目
 標としたい」などと語った。
 続いて、米寿(塚原嘉平治、奥野俊夫)、喜寿
 (田中稲造、野原寛、倉橋督直、佐藤新八、木原
 久明、児玉誠樹、西川久三、菊智豊満、朝倉久
 雄、大木顕隆、竹田石雄、青木清)を迎えられた
 十四氏にお祝いの目録が贈られた。
 大養康彦同盟育成会・前田耕一新聞通信調査会
 両理事長による故岩永・古野両氏の墓詣りが、四
 月十七日八ナミズキ満開の多磨霊園で行われた。
 毎年、古野伊之助元同盟通信社社長の命日に当た
 る四月二十四日を前に行われている。
 岩永裕吉元同盟通信社社長は昭和十四年五十九
 歳で、古野社長は同四十一年七十四歳で永眠され
 た。両家の墓所は、多磨霊園の中央通路を挟んで
 東西に分かれ、さほど遠く離れていない。今回は

両理事長の新任後初めての墓参であり、お花を供
 え、遺徳をしのんだ。

虎ノ門句会

14年4月11日 同盟クラブ

囀りを抱えポブラの高きかな 六郎
 花の兩家路ひたすら盲導犬
 抜け穴が大きくなりて猫の恋 多圭子
 昼酒が三本になる花談義
 穴ぐらに柔肌白き独活つ 義明
 ネットタイを親に結ばす入学児
 シーサーを車庫の守り役目借時 博一
 春の雁不忍に群れ人群れる

目次(六月号)

メディア規制の意図が明白	江畑 忠彦	1
変動する通信社地図(7)	江口 浩	4
出直し必至の「小泉改革」	栗原 猛	8
沖繩の復帰三十年に思う	高橋 実	18
賃金より雇用選択の労働界	神田 稔生	20
【メディア談話室】		
「修正提言」と瀋陽事件報道	藤田 博司	12
【プレスウオッチング】		
憲法は「国の基本法」	池田 龍夫	14
【放送時評】		
全国に広がる反発	大森 幸男	16
【海外情報】		
米デジタル放送開始遅延	金山 勉	7
北欧の無料二紙が仏に進出	英彦 正博	17
日中メディア・シンポ開催	木原 正博	23

定価一五〇円 一年分一五〇〇円(送料と七)
 発行所 財団法人 新聞通信調査会
 〒一五一 東京都港区虎ノ門一―五―一六
 印刷所 振替口座 (三)三五九三―八(代)
 株式会社 太平印刷社
 一四一七三四六七番
 ©新聞通信調査会2002